

一般社団法人日本心身医学会専門医制度規則施行細則

(細則)

第1条 一般社団法人日本心身医学会専門医制度規則の施行に関しては、規則に定めるもののほか、本施行細則によるものとする。

(申請の方法)

第2条 専門医制度要項に示した研修を修了した者で、認定を希望する者は、下記の書類(学会事務局で用意)を整えて、学会事務局に申請する。

(受験資格)

第3条 医師歴6年以上、本学会会員歴6年以上で、本学会研修診療施設において3年以上の研修歴。基本領域学会の研修診療施設での研修と合わせて6年以上の研修歴。
(非常勤の場合)本学会の研修診療施設で5年以上、基本領域学会の研修診療施設での研修と合わせて8年以上の研修歴を有し、所定の研修終了の条件を満たした者とする。

(試験申請時に提出する書類)

第4条

- | | |
|--|-------------|
| イ) 専門医申請書(様式①~③) | 2部(うちコピー1部) |
| ロ) 基本領域学会の専門医資格の取得証明書のコピー | 2部 |
| ハ) 心身医学講習会受講証明書のコピー | 2部 |
| ニ) 研修証明書(本学会及び基本領域学会) | 2部(うちコピー1部) |
| ホ) 研修指導医の推薦状(本学会及び基本領域学会) | 2部(うちコピー1部) |
| ※ 研修途中で研修診療施設を変更した場合には、それぞれの施設の研修証明書を提出する。また研修途中で研修指導医の変更を生じた場合、それぞれの指導医の推薦を受けること。 | |
| ヘ) 症例サマリーと症例一覧(様式④)
(症例サマリー5例と症例一覧30例) | 2部(うちコピー1部) |
| ト) 履歴書(写真を必ず貼付のこと) | 2部(うちコピー1部) |
| チ) 返信封筒2枚【定型・長型3号[84円切手]、定形外規格内・角型2号(A4が入る封筒)[210円切手]】に連絡先の住所および宛名を記入し、切手を貼付のこと。 | |

(試験申請の方法)

第5条 上記の提出書類をそろえて、簡易書留郵便で下記へ送付のこと。

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 15-12-8F

日本心身医学会 専門医制度委員会

附 則

この細則は平成18年5月30日から施行する。

附 則

この細則は平成20年1月25日から施行する。

附 則

この細則は平成23年9月23日から施行する。

附 則

この細則令和4年6月17日から施行する。